

長久手市第2次障がい者活躍推進計画の数値目標の達成状況等の公表

令和5年3月に策定した「長久手市第2次障がい者活躍推進計画」について、障害者雇用促進法第7条の3第6項の規定に基づき、令和5年度の数値目標の達成状況等を公表します。

なお、公表にあたっては、長久手市、長久手市教育委員会及び長久手市議会事務局をあわせて実施します。

1 障がい者活躍推進計画の実施状況

計画で掲げた目標の実績値をお知らせします。

(1) 採用に関する目標

障がいのある職員の実雇用率（令和5年6月1日現在）

目標：法定雇用率以上

長久手市	雇用率（％）	2.16
	法定雇用率（％）	2.6
	目標を達成するために採用しなければならない障がい者の数（人）	1.5
長久手市教育委員会	雇用率（％）	3.7
	法定雇用率（％）	2.6
	目標を達成するために採用しなければならない障がい者の数（人）	0

※長久手市議会事務局は、職員総数が5人のため、法定雇用率を算定しません。

採用に関する目標については、長久手市において目標値である法定雇用率を下回りましたが、追加雇用により令和5年11月1日現在では法定雇用率を上回りました。（雇用率2.69％）
令和8年7月には、法定雇用率が3.0％へ段階的に引き上げられるため、引き続き障がいのある職員の雇用促進に努めます。

(2) 定着に関する目標

目標：不本意な離職者を極力発生させないとともに、発生した場合は、取組内容の強化を図る。

不本意な離職者数（人）	0
-------------	---

アンケート調査実施時に把握し、離職者が発生した場合は、離職理由を確認します。

(3) 満足度に関する目標

目標：満足度90％以上

満足度（％）	76.0
--------	------

満足度に関する目標は、目標の90％には届きませんでしたが、引き続き、さらに満足度を高められるように、障がいのある職員が働きやすい環境を整備します。

(4) 職業能力の形成に関する目標

目標：実務研修及び向上研修等の研修において、障がいのある職員が積極的に受講できるよう環境を整備する。

満足度（％）	46.7
--------	------

職業能力の形成に関する目標は、研修に対する満足度が令和4年度に53.3％であったのに対し、令和5年度は46.7％と下回りました。
障がいのある職員が受講しやすいようエレベーターのある会場での実施や文字おこし機能を活用等、引き続き、受講しやすい環境を整備します。